

公共建築工事の設計業務、工事監理業務を受託された方へ

## 県発注建築業務の『重要事項説明』について

平成20年11月28日施行された改正建築士法により、公共建築工事の設計または工事監理業務を受託された方も、発注者である滋賀県知事に対して、建築士法第24条の7に基づく「重要事項説明」が必要です。

交通まちづくり部建築課が発注した設計または工事監理業務の入札で落札された方は、速やかに交通まちづくり部建築課の担当者に対して、建築士免許証提示の上、重要事項説明を行ってください。

重要事項説明書の様式

設計業務用

工事監理業務用

- ※ 重要事項説明書は、正副2部提出願います。
- ※ 重要事項説明書の様式は、任意のものでも結構です。

お問い合わせ先

滋賀県交通まちづくり部建築課 営繕企画担当

TEL 077-528-4251

FAX 077-528-4911

滋賀県交通まちづくり部建築課